

コスタリカ政府による運転免許証の有効期限および更新について

4月29日、当国公共事業・交通省（MOPT）はホームページ上で、運転免許証の有効期限の延長および発行・更新等各種窓口の停止についての発表を行いました。

概要は以下のとおりです。

1 日本の運転免許証所持者

日本の運転免許証を所持しており、3月20日時点で滞在期間が3ヶ月を経過した者で、引き続き車両の運転が必要となる者は、5月15日までは罰金を課せられることなく運転が可能となる。

2 コスタリカの運転免許証所持者

2020年3月20日以降に有効期限が切れた運転免許証については、その有効期限は5月15日まで延長されるため、3月20日～5月15日の期間においては、有効期限切れが原因となる罰金の対象とはならない。

なお、上記特例は、前述のとおり3月20日以降に有効期限が切れた運転免許証が対象であり、それ以前のものとは対象外となる。

3 運転免許証の更新等

運転免許証の発行、更新等の業務を5月15日まで停止する。なお、これらの業務は5月18日より再開予定。

【参考】

公共事業・交通省（MOPT）ホームページ：

https://www.mopt.go.cr/wps/portal/Home/noticias/!ut/p/z1/rdLbTsIwGADgV9ELLpf-686Xw8OCTlkg6NqbpXR1lqztgMb4-A7QCik6SexVm_zHLOU1Yhq9iobZqXRr03fhIbVpMjAvfUhz8LZJaRjngfXU_D8iYcedwFwdFIYz_DYA8imGNHT8w8rDeU_Iloo17azz4h0Zm1ZeyberFhrMwJtrOSSbb5uGDCMwMcMc5aEDncxd_zajZxYJOAsY_YU18CjJfa3dTua0T-HMOaUYuNbDQixX6Sq89J7vf9L4zqWmFZvzbdbfYb3DcBRzKkp4t-tAlcND9xh5sh7P43yJfViqY9udG2d0blv5ofNNhq0h-c5RBnpxYLFXuqmhdKVXc2IOh501Yewcs!/dz/d5/L2dBISEvZ0FBIS9nQSEh/

【お問い合わせ先】

在コスタリカ日本国大使館 領事班

Tel : (506)2232-1255 Fax : (506)2231-3140

E-mail : embjapon@sj.mofa.go.jp

URL : <http://www.cr.emb-japon.go.jp/japones/index-j.htm>

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

URL : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>